



新座市告示第 259 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 2 項及び同条第 7 項の規定により次のとおり一般廃棄物処理業の許可の更新をしたので、新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 15 年新座市規則第 32 号）第 12 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

新座市長 並 木 傑



氏名又は名称	代表者	住所又は所在地	許可の有効期間
株式会社リプロ	柴田 勝己	東京都練馬区上石神井四丁目 16 番 17 号	令和 8 年 8 月 1 日から 令和 10 年 7 月 31 日まで